

平成 31 年 4 月 5 日

総務大臣 殿

大阪府泉佐野市長
(公印省略)

ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する申出書

地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第37条の2第2項及び第314条の7第2項に係る指定を受けたいので、下記のとおりふるさと納税の募集を適切に実施するものとし、同法第37条の2第3項及び第314条の7第3項の規定に基づき、指定を申し出ます。

記

1. 適正募集基準(法第37条の2第2項柱書及び第314条の7第2項柱書)に関する申出事項

- (1) 平成31年4月1日総務省告示第179号(以下「告示」という。)
第2条第1号イ(紹介者への利益供与その他不当な方法による募集を行わないこと) 適合して募集を実施
- (2) 告示第2条第1号ロ(返礼品等を強調した宣伝広告を行わないこと) 適合して募集を実施
- (3) 告示第2条第1号ハ(適切な選択を阻害するような表現を用いた情報提供を行わないこと) 適合して募集を実施
- (4) 告示第2条第1号ニ(自団体住民に返礼品等を提供しないこと) 適合して募集を実施
- (5) 告示第2条第2号(募集経費を5割以下とすること) 適合して募集を実施
- (6) 告示第2条第3号(他団体に多大な影響を及ぼすような募集を行ってい(様式2-1を添付すること)ないこと) 適合して募集を実施

2. 返礼品等の提供に関する申出事項

- (1) 返礼品等の提供の有無 提供する 提供しない
- (1)で「提供する」に該当する場合
- (2) 返礼割合基準
(法第37条の2第2項第1号及び第314条の7第2項第1号) 適合する返礼品等を提供
- (3) 地場産品基準
(法第37条の2第2項第2号及び第314条の7第2項第2号) 適合する返礼品等を提供

(記載要領)

- この申出書は、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定による総務大臣の指定を受けようとする場合に使用すること。
1. (1)～(5)については、法の規定及び告示第2条の規定の内容を踏まえ、適合性を判断すること。
2. (2)の返礼割合基準については、法の規定及び告示第4条の内容を踏まえ、適合性を判断すること。
2. (3)の地場産品基準については、法の規定及び告示第5条の内容を踏まえ、適合性を判断すること。
- この申出書には、各基準に適合していることを証する書類として地方税法施行規則(昭和29年總理府令第23号)第1条の17第2項各号に掲げる書類を添付すること。

(都道府県集計表)ふるさと納税の対象となる地方団体の指定に関する申出書

申出年月日			都道府県名 市区町村名	1. 適正募集基準に関する申出事項						2. 返礼品等の提供に関する申出事項				
年	月	日		告示第2条第1号				告示第2条第2号	告示第2条第3号	返礼品等の提供		返礼割合	地場産品	
				イ	ロ	ハ	ニ	経費50%以下	他団体への多大な影響	有	無			
				(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(1)	(2)			
31	4	5	大阪府 泉佐野市	✓	✓	✓	✓	✓	✓		✓			